

# 『自由の正当化』

第6回法哲学演習 2005年5月16日

担当者：久保真二・土田晃三

- (課題論文①) 竹内靖雄「経済倫理学のすすめ」p157～p171  
(課題論文②) マリー・ロスバード「自由の倫理学」p33～p60

## I. 要約

今回の発表では、真に救済を必要とする人々を抱える社会においても、果たしてリバタリアニズムが普遍的な倫理となりえるのかということについて考察を行う。

### 竹内論文の要旨

慈善行為はあくまでも自発的に行われる性質のものだが、それでは「社会的弱者」を全て救うことができないので、慈善行為を国家が代行するという発想、つまり「社会保険」が生まれた。このシステムは慈善よりは合理的であるが、成立するためには加入の強制が必要となるという面を持つ。このシステムの思想、福祉国家思想は建前こそ平等主義であるが、その根本思想は利己主義と個人の責任解除という卑しいものであるという見方ができる。さらにここで言う「弱者」をどう解釈するかという問題がある。これについては市場経済の現在においては「働けない人々」とするのが妥当と考えられ、これ以上拡大するのは望ましくない。また、救済の度合いも生存可能程度にとどめるべきで、人々のやる気を削ぐ結果平等などは目指してはならないものである。「弱者」を救うことは必要だとしても、自由社会では政府は極力関与を最小限にすべきである。

### ロスバード論文の要旨

人のための妥当性のある倫理を設定するためには、その理論が普遍的に真である必要があるが、そうしたルールを達成できるのは純粋にリバタリアンな社会のみである。そうした社会では全ての所有は究極的には各人の自然に与えられた自分自身に対する所有権、および人が変化を加え生産開始に至らせた土地資源に還元される。自由市場とは専門化した生産者間の、随意的で、またそれゆえ互恵的な所有権交換の社会なのである。ここで、注意したいのは自然法上商品である労働サービスは譲渡可能であるが、人の意思は譲渡不可能であるということである。また、自由と能力を混同しないために、自由を他者による人身や財産に対する損害の不存在と定義することも重要だ。

人間が富を獲得するのは生産と略奪の2つの道しかない。没収することは、労働と生産物の交換とによってしか繁栄できないという人間の本性に矛盾しており、略奪することも他人の労働と生産物に寄生しているに過ぎず、寄生生活者が増えれば結果として、宿主を死に絶えさすことになり、寄生者も後を追うことになる。よって社会万人にとって生産過程を害する、強制的な搾取あるいは寄生生活は普遍的倫理とはなりえないのである。

## Ⅱ. 引用

ロスバードは自由と能力について以下のように述べている。「もし我々が自由を、ここでもまた他者による人身や財産に対する侵害の不存在と定義するならば、自由と能力とのこうした致命的な混同はようやく終結させられる」。「侵害する自由とは、そもそも全く自由の状態ではなく、「各人の能力は、常に必然的に人間の状態という事実、人間の本性と人間世界の本性とによる制約を受ける」。(p 50～p 51)

確かに、自由と能力を混同しての議論は避けるべきものである。しかし、他者—ここでは国家として考える—が各人の権利、特に市場経済において1人勝ちしている者、巨利を挙げている者の権利をある程度、例えば、独占禁止法などで制限しなくては、弱者—能力の低い者—は生産活動が圧迫され、あるいは累進課税などで差をつけないことには、社会福祉の財源としての自己矛盾を起こしてしまう。仮に国家が行う税金徴収を強制的な搾取と捉えてしまった場合は、徴収が適わず、国家が成り立たない。当然、社会保障も行えず、弱者は生命の危機に瀕することになる。もちろん社会正義なるものも実現されず、この想像は普遍的でないと言える。では、税金の徴収は国家のサービスとの交換というかたちでなされていると考えればいいのか。これについてはⅢにおいて検討したい。ただ、まったくの自由社会では、人々の能力が生命のリスクと密接な関係にあり、究極的には能力の低さがその人自身の自由を侵害するということさえ考えられはしないかという疑問がここである。そうであれば、自由と能力とは本当に明確に分けて議論されるべきものなのだろうか。

竹内は弱者についてこう述べている。「弱者」とは「真に救済を必要とする人々」とし、なんらかの理由で「働く意志はあっても働けない人々」である。「どうしても働く気になれない」という人は働けない人なのかどうか。「働けない」ことを理由に生活保護を受けている人々が少なからず存在することはしばしば問題となっている。(p 166～p 167)

### Ⅲ. 問題の定式化

- (1) 誰かの1人勝ちという状態が生まれ、社会保障もなければ、弱者は生命の危機に瀕することが十分に予測されるが、それは結果的に他者から財産を侵害されたと言うことにはならないだろうか。
- (2) 国家による税金徴収を国家によるサービスとの交換と捉えるのか、それとも強制的な搾取と捉えるのか。
- (3) 民間金融が貸し付けない企業に政府系金融機関が貸し付けることは必要か。

※政府系金融機関とは財投を主な原資とし、国民や企業、公共団体などに対し、民間金融機関では賄えない分野・条件下に融資する機関である。住宅金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融金庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫がある。

- (4) ロスバードの言うように、人間は自らを所有し、自由な意思を持ち、それは普遍的な論理だということを主張して、雪山登山をしようとする人物がいたとする。彼、あるいは彼女はそこで命を落とす危険を承知している。しかし、それは生命の維持と言う最も普遍的倫理に反し、反道徳的な行為といわざるを得ない。反道徳的にしろ、自らを所有しているのだから、死ぬ自由すらも彼、彼女は認められるべきではないのか。
- (5) 最近、問題とされているニートは働けない人であるとして、社会保障で救済すべき対象としてもよいのか。